

「静岡県暴力団排除条例」の一部改正（案）に関する意見公募結果について

「静岡県暴力団排除条例」の一部改正（案）について、意見公募を実施した結果は、次のとおりとなりました。

1 計画等の名称

「静岡県暴力団排除条例」の一部改正（案）

2 計画等の案の公表の日

令和7年11月14日（金）から同年12月14日（日）までの1か月間

3 意思決定の内容

静岡県暴力団排除条例は、暴力団排除特別強化地域として、「三島市」、「沼津市」、「富士市」、「静岡市」及び「浜松市」の繁華街を規定しています。

同区域内においては、暴力団員が特定営業者から利益の供与を受けることや、特定営業者が暴力団員から用心棒の役務の提供を受けたり、暴力団員に利益の供与をしたりすることが禁止され、罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が設けられています。

この度、暴力団排除特別強化地域に藤枝市のうち駅前1丁目、駅前2丁目及び駅前3丁目の地域を追加しようとするものです。

4 意見公募結果

なし